

滋賀県地域福祉支援計画 の主な取組内容について

平成29年度

主な取組の一覧表

滋賀県地域福祉支援計画 概要	1
(1) 暮らし支え合い支援フォーラムの開催 – BIWAKO曼荼羅寄席 –	3
(2) 生活困窮者自立支援の取組について	
■ 平成29年度実施状況	4
■ 研修会等の内容	5
(3) 地域福祉情報連絡会	6
(4) 罪に問われた高齢者・障害者を司法と福祉の連携で支える“入口支援”	7
(5) リボーン！だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり推進会議キックオフミーティング	8
(6) 民生委員制度創設100周年記念滋賀県民生委員児童委員大会等	9
(7) 災害時要配慮者支援対策研修会（平成30年1月22日開催）	10
(8) 「誰もが安心して避難できるための避難所チェック13項目」の作成	11
(9) 地域共生社会の実現を目指す職員研修	12
(10) 滋賀の縁創造実践センターとの協働	
■ 滋賀の縁創造実践センターとは	13
■ みんなで淡海子ども食堂を作ろう！ 応援事業	14
■ ひきこもり者と家族に学ぶ公私協働による地域づくり	16
■ “福祉しが”の思想と実践を未来につなげる「滋賀の縁」認証事業	17
(11) 計画に係る指標	18
(参考) さまざまな人が支え合うお互い様の地域づくり推進事業【H30新規・協働枠】	19

滋賀県地域福祉支援計画 概要

～ 支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉「三方よし」計画 ～

第1章 はじめに

○ 計画の位置づけ

- ・社会福祉法第108条に規定する「都道府県地域福祉支援計画」
 - －市町の地域福祉の推進を支援するための基本的方針に関する事項
 - －社会福祉を目的とする事業に従事する者の確保又は資質の向上に関する事項
 - －福祉サービスの適切な利用の推進及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達のための基盤整備に関する事項

- ・滋賀県基本構想を上位計画とし、人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略や、レイカディア滋賀高齢者福祉プラン、滋賀県障害者プラン、淡海子ども・若者プラン等の分野別計画と整合性および連携を図りながら策定するもの

○ 計画期間

平成28年度(2016年度)～平成32年度(2020年度) [5年間]

第2章 計画策定にあたっての基本的認識(総論)

○人口減少、少子高齢社会という大きな転換期

- 地域では様々な困りごとを抱える人が増加し、課題は多様化、複雑化、深刻化
- こうした中で、今後、滋賀県が特に取り組むべきことは、以下の2点

- ①既存の制度の枠にとらわれず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な課題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行う、新たな「地域福祉」のモデルづくり
- ②支え手よし・受け手よし・地域よしの「三方よし」となることを目指して、地域福祉の新たな担い手を増やす取組

○地域のあらゆる主体の参画のもと公私協働、市町との積極的な対話

第3章 基本理念と基本方針

基本理念

すべての地域住民のために
すべての地域住民で支える
「地域福祉」による共生社会の構築

滋賀県基本構想
【基本理念】
夢や希望に満ちた豊かな実感・滋賀
～みんなでつくり！新しい豊かさ～

基本方針1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

地域福祉の一番の主体である地域住民はもとより、福祉関係者だけでなく、地域のあらゆる主体の参画と協働により、時と場合に応じて、支え、支えられるという支え合いの関係(共助)の拡大を目指します。

基本方針2 地域福祉の推進を通じた地域の活性化

地域の多様な人々の様々な困りごとについて、その地域の人材やノウハウ、施設などの資源を有効に活用しながら解決する「場」やその「場」を広げていくための仕組みづくりを促進し、福祉によるまちづくりを通じて地域の活性化を目指します。

基本方針3 公私協働による新たな公的サービスの創造

滋賀の縁創造実践センターをはじめとした民間の福祉関係者との公私協働により、制度のはざまを放置しない地域福祉の新たな実践に取り組むとともに、新たな公的サービス(公助)としての制度化を目指します。

第4章 今後5年間の重点的な取組

1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

- ・少子高齢化や地域のつながりの希薄化などにより、従来の地縁型の結びつきが弱くなり、家庭または地域での支援力が低下しています。
- ・このため、高齢者、障害者、児童など対象ごとの既存の制度の枠にとらわれず、また、サービスを受ける個人だけでなくその人の家庭が複合的な課題を抱えている場合に家庭全体の総合的な支援を行ったり、入所施設や医療機関への長期間の入所・入院から地域生活への移行も促進したりする、新たな相談・支援の仕組みづくりが求められています。
- ・その際、滋賀の未来を担う子どもたちやこれから生まれてくる次の世代を応援する観点から、子ども一人ひとりを大事にし、貧困や孤立に苦しむ子どもとその家庭を包み込む地域づくりの視点が特に求められるものと考えます。
- ・県としては、すべての地域住民が地域の様々な問題を自らの問題として捉え、地域のあらゆる主体が参画・協働して、専門職の協力も得ながら解決に向けた相談・支援の仕組みを作ることができるよう、アドバイザーの派遣やフォーラムの開催等を通じて、モデルとなる仕組みづくりを行う地域の様々な組織や団体を支援します。

2 地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり

- ・地域によって異なる福祉ニーズに応じて、地域住民、NPO法人、老人クラブなど多様な主体による重層的な相談・支援体制を整備することが必要ですが、そのための新たな支え手を増やしていくことも重要です。
- ・そのため、これまで地域住民が行ってきた地域福祉の活動を「働き」として捉え直して、その活動への謝礼や報酬などにより、支え手よし・受け手よし・地域よしの地域福祉の「三方よし」を目指します。
- ・例えば、定年退職後の高齢者がこれまで培ってきた知識や経験を生かして、引き続き、地域社会の中で形を変えた「働き」(社会参加)により生きがいを感じながら地域の課題解決に自ら関わるなど、新たな支え手づくりに取り組みます。

3 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

- ・障害者差別解消法は、「差別はよくないことだ」という国民誰もが持つ考えを形あるものにして生かすために、何が差別に当たるのかについての共通の物差しを明らかにしようとするものです。
- ・また、差別者・被差別者という形で国民を切り分けて固定化したり、相手方を一方的に非難し制裁を加えようとしたりするものであってはならないとされています。
- ・こうした法の目的や理念を県民にしっかりと理解してもらえるよう周知・啓発等を行い、障害の有無にかかわらず、県民誰もが多様な価値観を認め合い、相互に人格と個性を尊重し合う福祉文化づくりに取り組みます。

第6章 計画に係る目標

- 県内全市町における地域福祉計画の策定の促進
(現在:17市町→目標:19市町)
- 今後5年間に計画の期限を迎える市町の地域福祉計画の改定の促進
(対象予定:14市町/19市町)

第5章 取組の方向性

1 共生の地域福祉の推進

- (1)地域における福祉の仕組みづくり
- ①民生委員・児童委員活動の推進
 - ②地域福祉コーディネーターの育成
 - ③小地域福祉活動の促進
 - ④活動資金の確保と有効活用

(2)災害時の支援体制づくり

- ①地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進
- ②災害ボランティア活動の促進
- ③障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

2 担い手づくり

(1)福祉意識の向上と次世代育成

- ①ノーマライゼーション理念の普及・啓発
- ②インクルーシブ教育の推進
- ③生涯にわたる福祉学習・人権教育の推進

(2)ボランティア

- ①ボランティア活動の推進
- ②社会貢献活動の促進

(3)専門的人材

- ①若者の進路選択支援
- ②多様な人材の参入促進
- ③福祉職場への定着促進
- ④社会福祉関係者の資質の向上

3 安心のサービス利用

(1)困りごとを抱える人への総合的な対応の推進

- ①生活困窮者支援を通じた地域の支援ネットワークの構築
- ②矯正施設退所者等への支援
- ③戸籍のない人への支援

(2)利用者の権利擁護

- ①権利擁護の推進
- ②成年後見制度の活用促進

(3)苦情解決の仕組み

- ①事業者の苦情解決体制の整備
- ②適切な苦情解決の促進

(4)サービスの質の向上と透明性の確保

- ①健康福祉サービス評価システムの推進
- ②健康福祉機器や情報通信技術(ICT)の活用促進
- ③社会福祉法人の情報公開の推進

第7章 計画の進行管理

- 計画に掲げた方向性の推進状況や指標の達成度について定期的に点検、評価を実施し、必要に応じて計画の見直しを実施。

(1) 暮らし支え合い支援フォーラムの開催 － BIWAKO 曼荼羅寄席 －

第3章 基本方針 1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 1 (1) ③ 小地域福祉活動の促進

新たな地域づくりの実現に向け、持続可能な方法によって地域の困りごとの解決に取り組む県内の社会的事業者が一堂に会し、相互理解を深めるとともに、県内における社会的事業の拡大と深化を目的とする。

■ 概要

(1) 日時：平成30年1月14日（日）10時～16時

(2) 場所：草津市役所2F特大会議室

(3) 主催：BIWAKO 曼荼羅寄席実行委員会

共催：NPO法人街かどケア滋賀ネット・

滋賀地方自治研究センター・草津市・滋賀県

(4) 参加者：173名

(5) 内容

① パネル展示による各事業者の活動紹介【33団体】

里山保全、農業支援、高齢者支援、ハンディー支援、子育て支援、環境保全、新エネルギー開発、林業支援、地域医療、民間資金活用、女性自立支援等の分野で活動する団体。

② パネル出展者を主とした活動紹介スピーチ

③ ワークショップ：テーマ『違いを認め、共感する』

出展者、出展者事業所の職員、行政職員、県外参加者、市議会議員など

(6) 参加者の声

「各団体の目的意識や地域貢献への思いが強く、勉強になった。

我々も地域あつての活動。この縁を生かしていきたい。」



(2)生活困窮者自立支援の取組について

第3章 基本方針 1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 3 (1) ①生活困窮者支援を通じた地域の支援ネットワークの構築

■平成29年度実施状況 ●:直営、○:委託、◎:直営+委託

※1:再プラン件数含む

※2:相談受付して関わった結果、新規就労もしくは就労による増収へ繋げた件数

自治体名	必須事業	任意事業				新規相談 受付件数	支援プラン 作成件数 (※1)	就労・増収 者数(※2)
	自立相談支援	就労準備支援	一時生活支援	家計相談支援	学習支援			
大津市	◎ (市社協) (大津夜まわりの会)	○ (市社協)	○ (大津夜まわりの会)	/	◎ (市社協)	516	179	67
彦根市	●	●	●	●	●	285	55	20
長浜市	●	/	/	●	●	40	19	2
近江八幡市	●	○ (わたむきの里福祉会)	/	/	●	145	15	5
草津市	●	○ (労協センター)	●	/	/	109	19	8
守山市	●	○ (就労ネットワーク滋賀)	/	○ (市社協)	●	79	14	1
栗東市	●	/	/	○ (市社協)	○ (市社協)	65	19	0
甲賀市	●	○ (しがらき会)	●	○ (市社協)	◎ (ほほえみ)	188	52	27
野洲市	●	/	/	●	◎ (反貧困ネットワーク滋賀・ びわ湖あおぞら会)	218	301	194
湖南市	●	/	●	○ (市社協)	●	149	21	22
高島市	○ (市社協)	○ (虹の会)	/	○ (市社協)	○ (市社協)	135	36	27
東近江市	◎ (わたむきの里福祉会)	○ (わたむきの里福祉会)	/	○ (市社協)	○ (市社協)	149	35	28
米原市	◎ (市社協)	○ (市社協)	/	○ (市社協)	/	20	7	1
滋賀県 (郡部6町)	◎ (各町社協)	○ (わたむきの里福祉会) (県社会就労事業振興センター)	/	/	●	65	22	6
合計						2,163	794	408
(参考)平成28年度						2,003	819	437

(2)生活困窮者自立支援の取組について

第3章 基本方針1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 3 (1) ①生活困窮者支援を通じた地域の支援ネットワークの構築

県内の各自立相談支援機関のスキルアップを図るため、滋賀県社会福祉協議会や滋賀県社会就労事業振興センターと連携し、研修会等を開催した。

■内容

1. テーマ：「生活困窮者支援と地域福祉～制度の理念を正しく理解し、地域のネットワークによる支援方策と制度がめざす地域づくりを学ぶ～」
 - (1) 日時等：平成29年7月31日（月）13時30分～16時30分（参加者数：40名）
 - (2) 目的：生活困窮者自立支援制度の理念をあらためて理解し、制度がめざす地域づくりをどのように進めていくのかを学ぶことを目的とする。
 - (3) 講師：同志社大学社会学部准教授 永田 祐 氏
 - (4) 実践報告：高島市健康福祉部社会福祉課 主任 山村 栄治郎 氏、高島市社会福祉協議会 主任 松本 道也 氏
2. テーマ：「自立相談支援事業に必要なソーシャルワークの基礎を学ぶ」
 - (1) 日時等：平成29年8月29日（火）10時～16時（参加者数：22名）
 - (2) 目的：自立相談支援に関わる職員に必要なとされる価値感や姿勢、ソーシャルワーク技術を学ぶことにより資質向上を図り、地域における多様な支援関係者とともにチームによる包括的な支援を行うことができるようになることを目的とする。
 - (3) 講師：同志社大学社会学部教授 空閑 浩人 氏
3. テーマ：主任相談支援員向けマネジメント研修
 - (1) 日時等：平成30年2月5日（月）13時～16時30分（参加者数：15名）
 - (2) 目的：就労訓練事業を開拓・活用するために必要な課題収集の方法や、課題整理の手順について学ぶことにより、今後の認定就労訓練事業所数および活用件数を向上させることを目的とする。
 - (3) 講師：大津市立やまびこ総合支援センター内 地域生活支援センター 松岡啓太 氏
4. テーマ：「生活困窮者自立支援制度がめざすべき姿をあらためて考える～支援者に必要な姿勢や実践とは～」
 - (1) 日時等：平成30年3月7日（水）14時～17時（参加者数：51名）
 - (2) 目的：制度がめざすべき姿をあらためて共有するとともに、「働くこと」に関する支援策を豊かにするための具体的な方策について考える。
 - (3) 講師：認定NPO法人抱樸 理事長 奥田 知志 氏
 - (4) ディスカッション：NPO法人滋賀県社会就労事業振興センター 常務理事兼センター長 城 貴志 氏
社会福祉法人虹の会 事務局長 川島 和久 氏、甲賀市生活支援課 生活支援係長 山本 明美 氏
コーディネーター：滋賀県社会福祉協議会 次長 谷口 郁美 氏、コーディネーター：認定NPO法人抱樸 理事長 奥田 知志 氏

(3)地域福祉情報連絡会

第3章 基本方針1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 3 (1) ①生活困窮者支援を通じた地域の支援ネットワークの構築

地域社会における福祉の向上や人権啓発の住民交流を大切にし、県内の福祉全般の諸問題やニーズに応えるために、社会福祉に関する関係機関の情報提供・情報交換することを目的にする

■ 構成

- 滋賀県人権センター
- 滋賀県地域総合センター連絡協議会
- 滋賀県社会福祉協議会
- 滋賀県健康医療福祉部健康福祉政策課

■ 内容

○ 第1回

- ・日時・場所：平成29年6月16日 川久保地域総合センター
- ・テーマ：川久保地域総合センターの概要および取組について
各団体より平成29年度事業について情報提供

○ 第2回

- ・日時・場所：平成29年10月5日 東近江市福祉センターハートピア
- ・テーマ：東近江市社協における生活支援体制整備事業の取組について

○ 第3階

- ・日時・場所：平成30年2月15日 県庁
- ・テーマ：再犯の防止等の推進について

例えば、
・現場の職員による実践報告
・新たな法令・制度の共有
・課題の共有
・人権と福祉に関する講座等の案内

など

(4) 罪に問われた高齢者・障害者を 司法と福祉の連携で支える“入口支援”

第3章 基本方針 1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 3 (1) ② 矯正施設退所者等への支援

包括的な社会復帰および再犯防止の体制整備を図ることを目的として、刑事手続段階にある高齢者・障害者に対し、司法と福祉の関係機関等が連携して、必要な支援の『見立て』及び『つなぎ』をする仕組みを構築する。

■ 背景

- ・近年、受刑者の総数は減少しているが、高齢者の占める割合は高くなっている。こうした人たちの中には、地域社会から孤立したり、家族や職を失ったことをきっかけに経済的に困窮したりして追い込まれた末に、万引きなどの罪を犯してしまう人もいる。
- ・一方、障害のある人の中には、家族などフォローする人がいなくなった時に何か困ったことがあっても相談の仕方がわからず、事件を起こすケースや障害があることに本人も周りも気づかないため、必要な支援が受けられず事件に至るケースもある。
- ・しかも刑を終えて出所しても、生活の場を失っていたり社会の変化についていけずに、再び罪を犯してしまうこともある。

<支援実績> (H29年度) 【参考 H28年度：27件】

新規相談 41件

- ・年代 (10～20代：10件、30～50代：19件、60代以上：12件) 窃盗が56%
- ・障害種別 (知的：11件、発達：9件、精神：16件、認知症：2件、身体：1件、なし：7件)
※重複あり
- ・依頼元 (弁護士：9件、検察庁：23件、福祉関係事業所：9件)

<主な支援内容>

- ・刑事手続段階に合わせた情報収集、留置所等面会
- ・裁判支援
- ・生活保護申請、国保減免申請、住民票登録関係手続き、制度の利用促進
- ・支援者サポート、家族支援 など

(5)リボーン！だれもが住みたくなる福祉滋賀の まちづくり推進会議キックオフミーティング

第3章 基本方針1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 3 障害者差別解消法を通じた多様な価値観を認め合う福祉文化づくり

第5章 2 (1) ①ノーマライゼーション理念の普及・啓発

2020年の東京オリンピック・パラリンピックや2024年に滋賀県で開催される国民体育大会・全国障害者スポーツ大会を控え、この会議をキックオフミーティングと位置付け、これから滋賀県において、建物等のハード面のバリアフリーだけでなく、心のバリアフリーをさらに推進することを参加者が宣言し、滋賀のユニバーサルデザインについて考えるきっかけとした。

■開催概要

平成30年2月5日（月）県庁新館7階大会議室

【トーク】「誰もが自分らしく暮らせる社会を目指して！」

障害者差別のない「おおつ」をめざす会代表

まちかどプロジェクト所属 中川 佑希さん

【キックオフ宣言】

滋賀のユニバーサルデザイン キックオフ2018

- 私たちは、障害のあるなしにかかわらず、一緒に生きていく仲間として、心のバリアフリーを進めます
- 自分たちのできることから知恵を出し合い、工夫してユニバーサルデザインを進めます
- だれもがでかけたくなり、住みたくなる滋賀を後の世代に残します



(6) 民生委員制度創設100周年記念 滋賀県民生委員児童委員大会等

第3章 基本方針2 地域福祉の推進を通じた地域の活性化

第4章 2 地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり

第5章 1 (1) ① 民生委員・児童委員活動の推進

平成29年には民生委員制度が創設されて100周年、また、民生委員が兼務している児童委員の制度も制度創設70周年を迎えた。この記念すべき年に滋賀県内の民生委員・児童委員関係者が一堂に会する大会を開催した。また、滋賀県民生委員児童委員協議会連合会のみなさんと知事が語り合う「こんにちは！三日月です」を開催した。

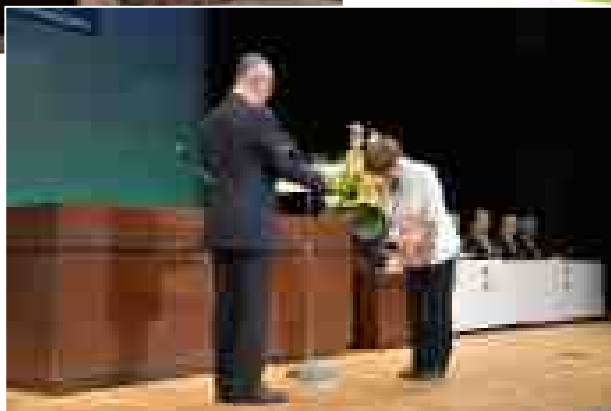
■ 100周年記念滋賀県民生委員児童委員大会

- ・平成29年9月7日 13:30～16:30
- ・栗東芸術文化会館「さくら」



■ こんにちは！三日月です

- ・平成30年1月16日 15:00～16:30
- ・大曲自治会館2階大ホール（守山市洲本町）



(7)災害時要配慮者支援対策研修会 (平成30年1月22日開催)

第3章 基本方針2 地域福祉の推進を通じた地域の活性化

第4章 2 地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり

第5章 1 (2) ①地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進

平常時からの関係者の連携が重要であるとの観点から、従来は別々に開催していた、県事業である災害時要配慮者避難支援等研修会（市町職員中心）と災害時要配慮者支援ネットワーク会議（県社協、当事者団体・支援団体中心）を同日・同会場で開催し、行政職員と当事者・支援団体が1日パッケージで学び、議論する場としたもの。

■開催日時等

- ・平成30年1月22日(火) 10:00～16:00
- ・コラボしが2 1 3階大会議室
- ・参加者

県および市町防災・要配慮者支援対策担当職員、市町社協職員、市町民児協職員、災害時要配慮者支援ネットワーク構成団体会員 等

午前100名、午後85名参加

【午前 講演「改正個人情報保護法と災害」】

弁護士法人芦屋西宮法律事務所

代表弁護士 津久井進氏

「個人情報保護法の目的は『個人情報の保護』ではなく、『個人の権利と利益の保護』である。」

「東日本大震災の際、家族からの安否情報問合せに対して自治体が回答を拒否したケースなどは、これこそが法令違反といえる。」

→アンケートにおいて行政職員を中心に、認識を改めたとの声多数。

【午後 グループワーク】

問題提起 ミュニティ・エンパワメント・オフィス FEEL Do

栞原英文氏

問題提起

みんなで議論

ワークシートにまとめ

(8)「誰もが安心して避難できるための避難所チェック13項目」の作成

第3章 基本方針2 地域福祉の推進を通じた地域の活性化

第4章 2 地域福祉の「三方よし」による新たな支え手づくり

第5章 1 (2) ①地域の要配慮者情報の共有と避難体制の整備の推進

災害時に支援が必要になる当事者の立場から避難所の運営を考えるものとなるよう、「災害時における福祉的支援検討会」において検討・作成。

■きっかけ

車いす利用者である委員からの問題提起

「当事者にとって避難所は避難できる場所になっているか？」

- ・避難所（地域防災拠点）に足を運ばないことで、行政等の支援者から見えない存在となり、孤立し、被災による環境悪化から抜け出せなくなるケースもある。
- ・災害時に配慮が必要な人が（せめて一度は）安心して「避難所に行ってみようか」と思える最低限の内容をチェックリストにしよう。

■当事者団体ヒアリングの実施

必要な配慮はさまざまであることから、「災害時に不安な点」「避難所チェックリスト（案）」について意見交換を実施

開催日	団体
H30.02.08	認知症の人と家族の会
H30.02.14	手をつなぐ育成会
H30.02.16	視覚障害者福祉協会
H30.02.20	難病連絡協議会
H30.02.23	聴覚障害者福祉協会

誰もが安心して利用できるための避難所チェック 13 項目

- ① 障害のある人、高齢者、妊娠している人、乳幼児など、配慮が必要な人の視点で施設・設備・備蓄品のチェックを行い、実際に訓練をしたことがありますか。
- ② 配慮が必要な人が、どれくらい避難所を利用するか把握していますか。
- ③ 配慮が必要な人の利用を前提として、避難所内や駐車場のレイアウトを事前に決めていますか。
- ④ 避難所に避難しない被災者（在宅・車中泊避難者）への対応を決めていますか。
- ⑤ 避難者が利用する経路・通路は、車いすが通行できる幅員が確保され、危険箇所や段差が解消されていますか。
- ⑥ 掲示板等は、車いす利用者や子どもに配慮し、低い位置からでも見通しがよい配置になっていますか。
- ⑦ 施設の案内情報はわかりやすい表現（ゴシック体、色の組合せ）になっていますか。
- ⑧ 音声情報でコミュニケーションがとりにくい人のため、コミュニケーションボード等の機材は用意してありますか。
- ⑨ 視覚に障害のある人にも利用できるよう、音声案内設備や点字表示がありますか。
- ⑩ 男女更衣室や静養室、授乳室として利用できる空間（個室やパーテーション）が用意できますか。
- ⑪ ベッドルームや簡易ベッドは用意してありますか。
- ⑫ 車いす利用者やオストメイト、子ども連れの人などに使えるトイレが設置してありますか。
- ⑬ 災害時に衛生的に、誰もが安心して利用できるよう、トイレの利用ルールについて取り決めてありますか。

※避難所運営に関わる関係者（行政、地域関係者、施設管理者等）でチェックしてみましょう！

(9)地域共生社会の実現を目指す職員研修

地域共生社会の実現にむけて、県職員として何をめざし、どのように取り組む必要があるのかを実地に学び、そして考え、もって仕事に取り組むうえでの動機づけと、取組意識の醸成を図るとともに、庁内・庁外連携のさらなる推進を図る。

■ 概要

1. 日時／視察先

(1) 平成29年9月5日（火）

- ・NPO法人元気な仲間（高島市）＜住民同士のたすけあい活動の仕組みづくり＞
- ・どっぼ村（長浜市）＜自分の手で暮らしをつくる人々が集い、働き、学び、暮らす場＞
- ・子育て応援カフェL O C O（長浜市）＜地元のママ達が気軽に集える場所＞
- ・認定NPO法人つどい（長浜市）＜耕作放棄地×デイサービス×6次産業＞

(2) 平成29年11月13日（月）（東近江市）

- ・あいとうエコプラザ菜の花館 ＜地域活動実践者によるトークリレー＞
- ・あいとうふくしモール ＜食×ケア×エネルギー＞
- ・中野ヴィレッジハウス ＜蔵を改築したコミュニティスペース＞

2. 参加者：健康医療福祉部各課、健康福祉事務所、

企画調整課、市町振興課、農政課、住宅課の若手職員

3. ポイント

- ・人口減少による20～30年後の課題に向けての取組を今からはじめないと間に合わないという意識づけ
- ・福祉部局以外の職員との共通認識

元気な仲間
『たすけあい高島』

有償ボランティア拠点



つどい
『蓮畑』

地域の就労の場



中野
ヴィレッジハウス

地域活動拠点



(10) 滋賀の縁創造実践センターとの協働

第3章 基本方針3 公私協働による新たな公的サービスの創造

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 1 (1) ③小地域福祉活動の促進

■ 滋賀の縁創造実践センターとは

県内の福祉関係者が、制度や分野の枠を超えてつながり、制度のはざままで支援を受けられない人々が、地域で暮らせる仕組みと実践をつくる推進母体として、平成26年9月に設立

■ センターがめざすもの

- (1) トータルサポートの福祉システム化
- (2) 制度の充実と制度外サービスへの取り組み
- (3) 縁(えにし)・支えあいの県民運動

■ 活動内容

- (1) 制度で対応できないニーズに対する支援の開発と実践
- (2) 県内各地で相談・生活支援に取り組む支援者の支援
- (3) 県内各地域におけるトータルサポートのための協働のしくみづくり
・トータルサポートの好事例の普遍化

■ 具体的な取組

- (1) 高齢者、子供、障害者等だれもが集い、憩い、ふれあう場、小さな困りごとのSOSがサポートにつながる場
＝「縁・共生の場」づくり
- (2) 近隣の福祉施設等を活用して、学校に行きにくくなっている子どもや親の居場所づくり
- (3) 児童養護施設や里親のもとで育つ子どもたちが18歳で退所後も自分らしく働き暮らす生活が営めるよう、企業や地域の方々の協力を募り、自立への土台作り
- (4) 寂しさやしんどさを抱えている子供たちが団らんのあたたかさを味わえる
「遊べる・学べる淡海子ども食堂」
- (5) ひきこもりの人や家族が自分らしくいきいきと暮らすことへのサポート活動
- (6) 医療的ケアの必要な重度障害の方々が、家族の負担を増やすことなく1回でも多く入浴できるよう、
制度の壁をとりはらった新たなサービスの試行



縁センターのシンボルマーク
「えにしちゃん」

(10) 滋賀の縁創造実践センターとの協働

第3章 基本方針3 公私協働による新たな公的サービスの創造

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 1 (1) ③小地域福祉活動の促進

みんなで淡海子ども食堂を作ろう！ 応援事業

子どもを中心とした地域の支え合いづくり

＜求められる居場所＞

地域で生きづらさを抱える子どもを支える場所

地域ぐるみで子どもを大切にする垣根のない場所

子どもだけでなく家族ぐるみで地域とつながる場所

子ども食堂の運営における関係機関の連携



淡海子ども食堂とは…

地域の子どもなら、どの子も参加できる場所

子どもが安心できる大人と出会い、ごはんを食べたり、宿題をしたり、本を読んだり、遊んだりして、安心して過ごすことができる場所

県内の子ども食堂の箇所数

H29年3月
62か所

H30年3月
95か所

目標

H30年度中
100か所

立ち上げ支援

県域展開のための
コーディネート

活動を広域的に支える
仕組みづくり

(10) 滋賀の縁創造実践センターとの協働

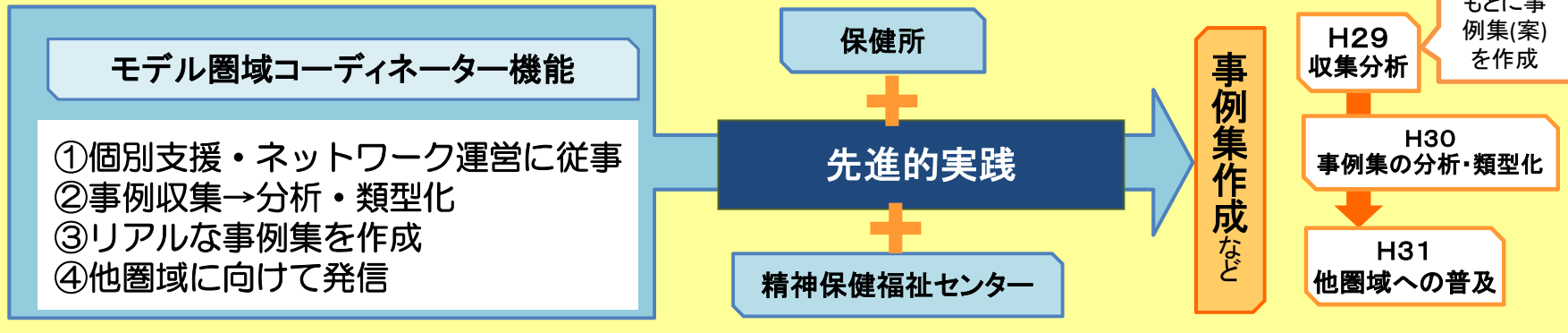
第3章 基本方針3 公私協働による新たな公的サービスの創造

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

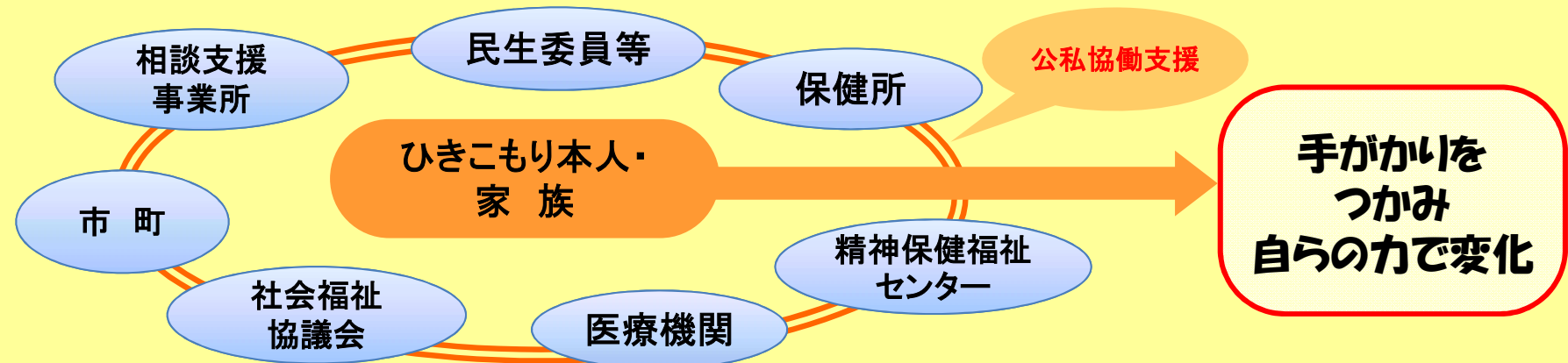
第5章 1 (1) ③小地域福祉活動の促進

ひきこもり者と家族に学ぶ公私協働による地域づくり

平成29～31年度 先進的实践から収集した個別事例の分析・類型化および普及



平成32年度～ (各圏域) ひきこもり者に社会復帰の手がかりを提供できる地域づくり



(10) 滋賀の縁創造実践センターとの協働

第3章 基本方針3 公私協働による新たな公的サービスの創造

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

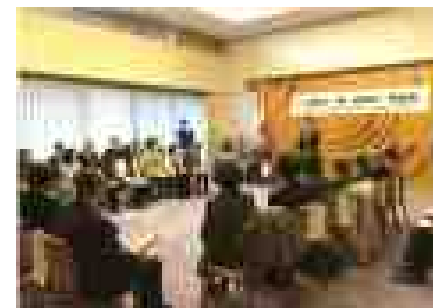
第5章 1 (1) ③小地域福祉活動の促進

“福祉しが”の思想と実践を未来につなげる「滋賀の縁」認証事業（認証団体）

「現行の制度で解決できない生活課題、地域の福祉課題に気付いた人たちが、実践者として、問題解決のために協働して具体的な取り組みをしている活動」を、滋賀の福祉実践モデルとして滋賀県、滋賀の縁創造実践センター、滋賀県社会福祉協議会の3者が認証するものです。

認証を受けた活動・団体

	団体名	活動概要	認証年度
1	社会福祉法人真盛園地域交流センター「老いも若きも」(大津市)	制度にとらわれない福祉への思いをもつ社会福祉法人が、住民とともにつくる居場所	27年度
2	高島市内のマキノ地区、今津地区、朽木地区、安曇川地区、高島地区、新旭地区の全6地区のボランティアセンター	「わが町」への思いを共有する住民がつくる居場所	27年度
3	特定非営利活動法人もの忘れカフェの仲間たち「仕事の場」(守山市)	若年認知症や障害等の課題を共有する当事者と支援者がつくる居場所	27年度
4	移動商店街ぎょうれつ本舗(高島市)	障害者の就労支援を通して高齢者の生活支援を行う互いが支え合う仕組みの先駆け	27年度
5	社会福祉法人びわこ学園(野洲市)	在宅重症心身障害児・者の地域ケアの取り組み	28年度
6	社会福祉法人グロー サービスセンターれがーと(湖南市)	利用者主体の地域生活支援の実践	28年度
7	社会福祉法人グロー ボーダレス・アートミュージアムNO-MA(近江八幡市)	障害のある人の造形活動支援	28年度
8	社会福祉法人共生シンフォニー(大津市)	ソーシャルエンタープライズとしての実践～ひとり親、ひきこもりの人、虐待を受けて悩んでいる人たちへの就労の場の提供	28年度
9	株式会社なんてん共働サービス(湖南市)	認知症高齢者ケアの場における知的障害者の就労	28年度
10	大野木長寿村まちづくり会社(米原市)	地域住民主導による介護予防・日常生活支援総合事業の取り組み(ビジネスの手法を取り入れた持続可能なまちづくり)	28年度
11	レイカディア大学同窓会・レイカディア大学サポート隊(草津市)	レイカディア大学卒業生による地域貢献活動と生涯現役社会づくりの実践	28年度
12	淡海フィランソロピーネット(草津市)	社会福祉をテーマとした企業の社会貢献活動	28年度
13	滋賀県自助具製作グループ連絡協議会(東近江市)	専門職とボランティアの連携による自助具の普及	28年度
14	認定特定非営利活動法人あさがお(大津市)	サービスを利用する権利、権利侵害から本人を護る権利擁護支援の仕組みの構築	29年度
15	認定特定非営利活動法人四つ葉のクローバー(守山市)	社会的養護の必要な若者の支援モデル	29年度
16	特定非営利活動法人CASN(カズン)(大津市)	悩みを抱えた子どもたちに寄り添い、生きる力を育む活動	29年度
17	社会福祉法人あすなろ福祉会(豊郷町)	あったかほーむを拠点とした多世代の居場所づくり	29年度



(11)計画に係る指標

第6章

(1) 県内全市町における地域福祉計画の策定の促進

(基準：17市町 → 現在：18市町 → 目標：19市町)

(2) 今後5年間に計画の期限を迎える市町での地域福祉計画の改定の促進

(対象予定：14市町/19市町 → 現在：11市町/19市町)

自治体名	年度		H19~	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	~H40
	大津市				第2次大津市地域福祉計画					第3次大津市地域福祉計画						
彦根市				彦根市地域福祉計画					第2次彦根市地域福祉計画							
長浜市				長浜市地域福祉計画					第2期長浜市地域福祉計画							
近江八幡市				地域福祉計画					第2次近江八幡市地域福祉計画							
草津市				第2期草津市地域福祉計画				第3期草津市地域福祉計画 (H29一部改定)								
守山市				第2期守山市地域福祉計画				第3期守山市地域福祉計画								
栗東市				第2期栗東市地域福祉計画					第3期栗東市地域福祉計画							
甲賀市			甲賀市地域福祉推進計画 (H23年度中間見直し)					第2次甲賀市地域福祉計画 (4年毎に見直し)								
野洲市				第2期野洲市地域福祉計画												
湖南市				第二次湖南市地域福祉計画					第三次湖南市地域福祉計画							
高島市				高島市地域福祉計画 (第2次)					高島市地域福祉計画 (第3次)							
東近江市				東近江市地域福祉計画					第2次東近江市地域福祉計画							
米原市				第1次米原市地域福祉計画												
日野町			日野町地域福祉・健康づくり・食育計画				日野町地域福祉・健康づくり・食育計画									
竜王町				竜王町地域福祉計画					竜王町地域福祉計画							
愛荘町				第3期愛荘町地域福祉計画												
豊郷町				計画策定												
甲良町				計画策定					甲良町地域福祉計画							
多賀町				多賀町地域福祉計画												
滋賀県			滋賀県地域福祉支援計画					滋賀県地域福祉支援計画								

**(参考)さまざまな人が支え合うお互い様の
地域づくり推進事業【H30新規・協働枠】**

第3章 基本方針 1 多様な主体の参画と協働による地域福祉の推進

第4章 1 分野横断的、包括的な新たな「地域福祉」のモデルとなる仕組みづくり

第5章 1 (1) ③小地域福祉活動の促進

超高齢社会と核家族化による社会意識の変化により、地域のつながりが希薄化し、地域の課題は複雑になり、住民が課題を解決しようとする場合、既存制度だけでは難しい状況にあることから、子どもから高齢者などあらゆる年代、障害のある人もない人が、自主的に支え、支えられる地域づくりが求められている。

このため、地域の助け合い活動をしている関係者が集まり、課題や情報を共有し、さまざまな分野と連携する実践者を養成するなど、新たな仕組みづくりになる事業を実施する。

